指　名　停　止　措　置　簿

１　指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社勇工務店	代表取締役 山本　効	高知県知事許可 （特-５）第 733 号	高知市大谷公園町 20 番１号

２　指名停止の内容

指名停止期間	令和８年 11 月 16 日から令和９年１月 15 日まで （２月）
指名停止の理由	有限会社勇工務店は、建設業法第 26 条第３項及び建設業法施行令第 27 条により専任の主任技術者等の配置が義務付けられている県内で施工された民間発注の建築一式工事に、建設業法第７条第２号に規定される営業所技術者を主任技術者として配置していたことにより、建設業法第７条第２号及び同法第 26 条第３項の規定に違反し、同法第 28 条第１項に該当するとして、指示処分を受けたため。 ※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第１条規定の別表第２の第 20 号（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当 同要綱の取扱いの別表第２関係５の２（県発注工事以外に関する建設業法違反）に該当